

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市墓地、埋葬等に関する規則（平成12年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第3号中「第7条」を「第44条の9第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。